碧南市教育委員会１０月定例会議事日程表

令和８年１０月２９日（木）
午後２時～
碧南市役所４階　庁議室

１　開会の辞
２　教育長報告
３　前回会議録の承認について
　⑴　９月定例会
　　令和８年９月２９日（火）午後２時から　庁議室
　⑵　１０月臨時会（書面開催の是非について）
　　令和８年１０月８日（木）正午から　日進小学校
　⑶　１０月臨時会（書面開催）
　　令和８年１０月１５日（木）
４　議　　案
　⑴　協議事項
　　ア　令和８年度碧南市教育委員会点検・評価報告書について　（別添資料）
　　（庶務課）
　　イ　まなびさぽーと中学生の決定について　（当日資料）
　　（庶務課）
　　ウ　碧南市いじめ問題専門委員会運営規程の制定について　（資料１）
　　（学校教育課）
　　エ　令和８年１２月１日付け人事異動について　（当日資料２）
　　（教育部）
　⑵　報告事項
　　９月議会一般質問内容及び回答について　（資料２）
　　（関係各課）
　⑶　その他
　　ア　各課報告
　　イ　今後の予定
　　㋐　教育委員学校訪問
　　令和８年１１月９日（月）午前１０時３０分から　西端中学校
　　㋑　研究発表会
　　令和８年１１月１９日（木）午後１時１５分から　西端小学校
　　㋒　１１月定例会
　　令和８年１１月２６日（木）午後２時から　碧南市役所４階庁議室
５　閉会の辞

教育長　活動報告

月　日	曜日	行　　事	場　　所
9月30日	水	交通安全秋大監視	警察署北交差点
10月1日	木	学校訪問	中央中学校
10月3日	土	碧南市小学校陸上競技大会	新川小学校
10月6日	火	表敬訪問（アイシン辰栄㈱寄附贈呈式及び「大同生命 SV.LEAGUE GROWTH MEN」開幕報告）	応接室Ａ
10月7日	水	校長会	議員大会議室
10月7日	水	表敬訪問（JFAバーモンドカップ全日本U-12フットサル選手権大会結果報告）	応接室Ａ
10月8日	木	学校訪問	日進小学校
10月8日	木	表敬訪問（テーブルマークカップ全国ブロック選抜体操競技選手権大会出場報告）	応接室Ａ
10月9日	金	中学校体育大会	市内中学校
10月11日	日	アジアパラ協議大会採火イベント	毘沙門天妙福寺
10月18日	日	秋季市民大会	南部市民プラザ
10月19日	月	学校訪問	東中学校
10月21日	水	まなびさぽーと資金支給審査会	教育委員会室
10月22日	木	中央小学校運動会	中央小学校
10月22日	木	学校訪問	新川中学校
10月23日	金	大浜小、西端小運動会	大浜小、西端小
10月23日	金	青少年問題会議	文化会館
10月25日	日	碧南市消防団消防操法大会	碧南消防署
10月27日	火	新川小、鷲塚小運動会	新川小、鷲小
10月27日	火	三河部都市・町村教育長協議会	西尾市役所
10月29日	木	定例教育委員会	庁議室
10月29日	木	碧南市・碧南市教育委員会懇談会	応接室Ｂ

教育長　活動予定

月　日	曜日	行　　事	場　　所
10月30日	金	子ども科学教育研究全国大会	刈谷市立朝日中学校
10月31日	土	日進小運動会	日進小学校
10月31日	土	碧南高校創立百周年記念式典	碧南高校体育館
11月1日	日	文化祭総合美術展表彰式	文化会館
11月5日	木	学校訪問	南中学校
11月6日	金	西三河地方教育事務協議会幹事会	西三河総合庁舎
11月6日	金	西三河地方教育事務協議会教育長会議	西三河総合庁舎
11月7日	土	親子キャッチ５７５表彰式	文化会館
11月8日	日	碧南市総合防災訓練	西端小学校
11月8日	日	全国一斉あそびの日開会式	臨海体育館
11月9日	月	学校訪問	西端中学校
11月12日	木	「核兵器なき世界への連帯－勇気と希望の選択」展　高浜展	かわら美術館
11月12日	木	西三河地区学校保健研究大会	にししん文化会館茶々っとホール
11月13日	金	校長会	談話室３
11月17日	火	まなびさぽーと中学生の部表彰式	会議室１
11月19日	木	西端小学校研究発表会	西端小学校
11月20日	金	笠井誠一展開会式・内覧会	藤井達吉美術館
11月20日	金	臨床倫理委員会	市民病院
11月23日	月	優良従業員表彰式	商工会議所
11月24日	火	税に関する作品表彰式	商工会議所
11月25日	水	教頭会議	談話室３
11月26日	木	定例教育委員会	庁議室

令和８年碧南市教育委員会９月定例会　会議録

１　日時　　令和８年９月２９日（火）　午後２時から午後３時２０分まで

２　場所　　碧南市役所４階　庁議室

３　出席者

(1) 教育委員

委員　岡本　明弘、委員　深津　茂樹、委員　大村　幸、委員　榊原　京子、
教育長　小澤　徹

(2) 事務局職員

教育部長　岡本　和雄、庶務課長　磯貝　幸満、学校教育課長　鎌谷　祥行、
生涯学習課長　金原　厚夫、藤井達吉現代美術館副館長　木村　理恵子、
藤井達吉現代美術館事務長　山田　光則、スポーツ課長補佐　本多　真、
海浜水族館長　地村　佳純、庶務課庶務係長　齋藤　堂晴

(3) 関係者

小中学校長会会長　小島　広明

４　傍聴者　０人

５　議案

(1) 協議事項

ア　令和９年度学校教育予算に関する要望書について

イ　碧南市いじめの防止等のための組織に関する条例の一部改正について

ウ　個人演説会の施設の設備及び候補者が納付すべき費用について

エ　碧南市使用料及び手数料条例施行規則の一部改正について

オ　碧南市社会教育関係団体施設使用料の軽減に関する規程の制定について

カ　碧南市体育施設の管理に関する規則及び碧南市臨海体育館の管理に関する規則の一部改正について

キ　令和９年度教職員定期人事異動方針について

ク　碧南市教育委員会教育長職務代理者の指名について

ケ　碧南市市民プラザの管理に関する規則等の一部改正について

(2) 報告事項

令和８年度９月追加補正予算について

(3) その他

6　会議の概要

日程第１　開会の辞

日程第２　教育長報告

教育長が資料に基づき説明した。

〈意見・質疑なし〉

日程第３　前回会議録の承認について

〈意見・質疑なし〉

事務局より会議録署名者に大村幸委員と榊原京子委員を指名し、事務局案で承認された。

日程第４　議案

協議事項キ　令和９年度教職員定期人事異動方針について

協議事項ク　碧南市教育委員会教育長職務代理者の指名について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第１４条第７項により非公開とすることで決定。最後に審議することとした。

協議事項ア　令和９年度学校教育予算に関する要望書について

学校教育課長及び小中学校長会会長が資料１に基づき説明した。

〈意見・質疑〉

深津委員　現状、スクールロイヤーはどのような形で配置されていますか。

校長会長　弁護士に相談する場合、市の顧問弁護士さんに相談するか、市の学校教育課を通して西三河教育事務所で西三河教育事務所又は県のスクールロイヤーに無料相談ができます。しかし、立ち会ってもらうことができないので、アドバイスをいただいて帰ってくることになります。現在、それでは対応できない例も出てきていて、相談の途中で学校側が回答できない場合があります。

このため、法的な観点で現場に立ち合ってもらえるスクールロイヤーを配置していただきたいものです。

深津委員　他市町でスクールロイヤーを置いている自治体はありますか。

教育長　現状では、ありません。

岡本委員　校長会さんの要望は、必要なものばかりだと思います。

例えば、プールの清掃費用について、碧南市は中学校と小学校

が近いですから、他市でやってるようなプールの共同運用を行うことで、かかっていた経費をソフト面の人件費に充てるというような議論は今までにあったのでしょうか。

それから、剪定だとかワックスがけだとか、いろいろな費用があると思いますが、全部まとめて教育委員会に集約し、各校長先生にその諸経費をお任せするとかできないのでしょうか。

庶務課長　現在も各学校に庶務課から聴き取りをし、各学校のニーズに合わせて予算を配分し学校で執行してもらっています。しかし、要望の全部を賄えるだけの予算的な枠はないため、この要望に繋がっていると考えます。

岡本委員　もっと極端なことを言うと、将来全校にプールが建設できないから、どっか一箇所に新しく作って３校ぐらいが利用するというような、大胆な議論はあったのでしょうか。

庶務課長　現在市は、学校の校舎、運動施設、プール等の学校教育施設について、時間はかかりながらもメンテナンス・修繕をしたうえで、今あるものは継続をして使用していく方針としています。

また、近接とは言え、児童・生徒が移動するのは厳しいと考えており、その議論まで至っていません。

岡本委員　将来的には、全校分のプールは維持できませんので、そういうことも検討してはどうかと考え、議論があったのかを聞いてみました。

大村委員　③の学校アドバイザーについて、こういう人が良いという希望はありますか。

校長会　管理職経験者、退職校長、教頭のＯＢが良いと考えています。

榊原委員　将来的に全校に関わるプールの存続、ＬＥＤ化等といった問題は、市から方針を出していくことで決着点が見つかると思います。

庶務課長　今の財政状況の中では、長期的な計画を立てづらく、個別に対応せざるを得ない状況です。

審議の結果、承認された。

協議事項イ　碧南市いじめの防止等のための組織に関する条例の一部改正について

学校教育課長が資料２に基づき説明した。

〈意見・質疑〉

深　津　委　員　　臨時委員として１０人までということは、常任の委員と合わせて合計１５人まで選任ができるということでしょうか。５人体制の委員会が３つできるので、３案件まで対応できる体制を造るということでしょうか。

学校教育課長　　そうです。

深　津　委　員　　常任の委員を３つに分けて臨時の人を少しずつ付けるとか、そういう形になることもあるのでしょうか。

学校教育課長　　組織については、その常任の方が部会の委員を兼ねることもありえます。この委員の選出も、いわゆる対象児童保護者の意向も伺いながら、選任していかなければいけないということと、第三者の立場、公平性もしっかりと確保しながら選任していくことになるので、常設の方が必ずしも対応できない案件も想定されます。このあたり柔軟にやれるような組織体制を作ったというかたちです。

深　津　委　員　　臨時委員は必要になったときに選任をするのですか。

学校教育課長　　そうなります。任命をして、調査審議が終了したときをもって任務が終了となります。

深　津　委　員　　誰を臨時委員として選任するか、想定しているのでしょうか。

学校教育課長　　事前に想定している委員というのはありません。必要な状況が生じたときに、それぞれの職能団体に照会をかけたり等をして、選任していくことになります。

協議事項ウ　個人演説会の施設の設備及び候補者が納付すべき費用について

庶務課長が別添資料１に基づき説明した。

〈意見・質疑なし〉

審議の結果、承認された。

協議事項エ　碧南市使用料及び手数料条例施行規則の一部改正について

協議事項オ　碧南市社会教育関係団体施設使用料の軽減に関する規程の制定について

生涯学習課長が別添資料２及び３に基づき一括して説明した。

〈意見・質疑〉

教　育　長　　社会教育団体に対する２分の１の減免の措置は残るけれど、適用できる団体が絞り込まれるということです。

生涯学習課長　　限定列挙をして、ここだけというふうになります。

岡 本 委 員　　１，０００万円はどこへ予算化するのですか。

生涯学習課長　　歳入が減ることになります。例えば２，０００万円の歳入を予定したところが、１，０００万円しか入ってこないことになります。

これまで３２９の団体で２，０００万円以上の減免をしていましたが、減免が半分になるということで、財政負担は軽くなると想定しています。

岡 本 委 員　　スポーツ協会は団体数が多いので、人数的にはかなりの人が半額減免になってくいます。団体数はかなり減るけれども、実際人数的にはどうなのですか。

生涯学習課長　　下部団体までの半額減免はしませんので、上部団体が、競技会や試合を開催する場合は減免しますので、人数的に絞られるのかどうか分かりませんが、下部団体が練習する際には減免しませんので、人数的にも絞られる部分はあると思われます。

深 津 委 員　　例えば、卓球協会が主催する大会はこれからもしますが、これまで登録があれば練習で使うときも減免されていたものがされなくなるという変更と考えてよろしいですか。

生涯学習課長　　そのとおりです。

深 津 委 員　　練習用に利用する場合は、倍になるということでよろしいでしょうか。

生涯学習課長　　半額減免がなくなくなりますので倍になりますし、施設によっては最大１．４５倍になりますので、掛け合わせると３倍近くに、市外団体では９倍位になる場合もあるかもしれません。

使用料手数料条例の改正当初、救済措置を考えていなかったのですが、ご要望をいただく中で、団体としてスポーツ協会傘下の

団体、文化協会に登録している団体については、市に貢献していただいてる団体ということで、これまで通りとしました。

深　津　委　員　　どこまでが減免になるのか利用される方は概ね理解はしているのですか。

生涯学習課長　　各団体の理事会、総会等で説明をさせていただきます。

岡　本　委　員　　何年か先には減免制度がなくなるので早めに体制を整えてくださいと言っておいた方が親切だと思いました。

生涯学習課長　　今のところはこの減免制度がなくなることは想定していません。

審議の結果、承認された。

協議事項カ　碧南市体育施設の管理に関する規則及び碧南市臨海体育館の管理に関する規則の一部改正について

協議事項ケ　碧南市市民プラザの管理に関する規則等の一部改正について

生涯学習課長が別添資料４及び５に基づき一括して説明した。

〈意見・質疑〉

深　津　委　員　　在勤在学の方を外す規定になるようですが、近隣市ではどのように扱っていますか。

スポーツ課長補佐　　西尾市が碧南市と同じような形で在勤在学を除いた格好で対応をしています。料金を２倍にするというところも同じ状況です。

岡崎市は、在勤在学は含まない形で、市外の方は１．５倍という状況です。

刈谷市は、刈谷市と知立市と東浦町で定住自立圏という地域の連携を組んでおり、そのエリアに住んでいる方は、市内の在住者と扱い、それ以外の方は５倍の料金という取扱いをされています。

豊田市も、在住在勤は除いて市内にお住まいの方だけを市内のものとして取り扱っています。

安城市と高浜市は、市内と市外の方の差を設けていません。

深　津　委　員　　碧南市だけが、先んじて実施するのかと思いましたが、そこまで問題はないと思いました。

審議の結果、承認された。

報告事項　令和８年度９月追加補正予算について

学校教育課長が別添資料５に基づき説明した。

〈意見・質疑なし〉

審議の結果、承認された。

《午後３時１０分　休憩》

《関係者以外退席》

《午後３時１２分　再開》

協議事項キ　令和９年度教職員定期人事異動方針について

秘密会として審議の結果、承認された。

協議事項ク　碧南市教育委員会教育長職務代理者の指名について

秘密会として進行し、榊原委員が指名された。

（午後３時２０分　閉会）

以上のとおり会議録を作成して、署名する。

令和８年１０月２９日

委員

委員

令和８年碧南市教育委員会１０月臨時会 会議録

１　日時

令和８年１０月８日（木）　午後０時００分から午後０時１０分まで

２　場所

碧南市立日進小学校

３　出席者

(1) 教育委員

委員　岡本 明弘、　委員　大村　幸、　委員　榊原 京子、　委員　深津 茂樹、
教育長　小澤 徹

(2) 事務局職員

教育部長　岡本 和雄、　庶務課長　磯貝 幸満

４　傍聴者　０人

５　議案

(1) 協議事項

碧南市教育委員会臨時会の書面開催について

庶務課長より、口頭にて、アジア競技大会が終了したことに伴い、教育委員会職員の市長部局への人事異動を予定しているが、その調整に時間を要しており、かつ異動日までに時間もないことから、教育委員会議を招集することがかなわないことが想定されるため、書面による開催について説明した。

教育委員からの異議はなく、承認された。

以上のとおり会議録を作成して、署名する。

令和８年１０月２９日

委員

委員

令和８年碧南市教育委員会１０月臨時会 会議録

１　開催日時

令和８年１０月１５日（木）

２　開催方法

書面による。

３　出席者

教育委員

委員　岡本 明弘、　委員　大村　幸、　委員　榊原 京子、　委員　深津 茂樹、

教育長　小澤 徹

４　議案

令和８年１１月１日付け人事異動についての協議書について

アジア競技大会が終了したことに伴い、教育委員会職員の市長部局への人事異動案を書面による議決案件として上程した。

教育委員から異議はなく、承認された。

以上のとおり会議録を作成して、署名する。

令和８年１０月２９日

委員

委員

協議事項ア　令和８年度碧南市教育委員会点検・評価報告書について（庶務課）

別添資料のとおり

協議事項イ　まなびさぽーと中学生の決定について（庶務課）

当日資料のとおり

協議事項ウ　碧南市いじめ問題専門委員会運営規程の制定について（学校教育課）

１　制定の理由

いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）及び碧南市いじめの防止等のための組織に関する条例（平成２８年碧南市条例第１２号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、条例第４条に規定する碧南市いじめ問題専門委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるため、新たに訓令を制定する。

２　制定の概要

(1) 責務（第２条関係）

委員会は、いじめの防止等のための基本的な方針（平成２５年１０月１１日文部科学省策定）、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成２９年３月１６日文部科学省策定）及び碧南市いじめ防止基本方針（平成２７年１１月１７日碧南市策定）に基づき、いじめの防止及び早期発見に努めるとともに、いじめ重大事態について、公平かつ中立な調査及び審議を行わなければならない。

(2) 会議の招集（第３条関係）

委員長（条例第８条第１項の規定により委員会に置かれる委員長をいう。以下同じ。）は、条例第９条第１項の規定により委員会の会議（以下「委員会の会議」という。）を招集しようとするときは、日時、場所、議題その他必要な事項をあらかじめ委員会の委員（条例第６条に規定する委員をいう。以下同じ。）に通知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(3) 部会の招集（第４条関係）

部会長（条例第１０条第３項の規定により部会に置かれる部会長をいう。以下同じ。）は、同条第６項の規定により部会の会議（以下「部会の会議」という。）を招集しようとするときは、日時、場所、議題その他必要な事項をあらかじめ部会の委員（同条第２項に規定する委員をいう。以下同じ。）に通知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(4) 調査審議（第５条関係）

ア　委員会は、条例第５条の規定によりいじめの防止等のための対策の推進について教育委員会の諮問を受けたときは、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

(ｱ) いじめの発生状況

(ｲ) いじめの防止に向けた取組及び対策

(ｳ) その他委員長が必要と認める事項

イ　委員会は、アの規定による調査及び審議のため、児童及び生徒（以下「児童等」という。）並びにその保護者、校長その他学校関係者等に対し、アンケート、ヒアリング、現地調査その他委員長が必要と認める調査を行うことができる。

ウ　委員会は、条例第５条の規定により法第２８条第１項に規定する調査について教育委員会の諮問を受けたときは、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

(ｱ) いじめに関する事実（児童等の人間関係、児童等への学校の指導、いじめ対策その他学校の対応等を含む。）

(ｲ) いじめの再発防止に向けた対策

(ｳ) その他委員長が必要と認める事項

エ　委員会は、ウの規定による調査及び審議のため、関係者（いじめを受けた児童等及びその保護者（以下「対象児童等」という。）、当該いじめに関係する児童等及びその保護者（以下「関係児童等」という。）、校長その他学校関係者等をいう。以下同じ。）に対し、アンケート、ヒアリング、現地調査その他委員長が必要と認める調査を行うことができる。

オ　委員会は、ウ及びエの規定による調査及び審議について、条例第５条の規定による教育委員会の諮問において指定された期間までに、当該調査及び審議を終結するものとする。ただし、当該調査及び審議の状況を勘案し、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

(5) 部会の調査審議（第６条関係）

ア　部会（条例第１０条第１項に規定する部会をいう。以下同じ。）は、法第２８条第１項に規定する調査及び当該調査に係る審議を効率的に行うため、（４）ウ（ア）から（ウ）までに掲げる事項について調査及び審議を行う。

イ　部会は、アの規定による調査及び審議のため、関係者に対し、アンケート、ヒアリング、現地調査その他部会長が必要と認める調査を行うことができる。

ウ　部会は、委員長にあらかじめ指定された期間までに、ア及びイの規定による調査及び審議を終結するものとする。ただし、当該調査及び審議の状況を勘案し、委員長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

エ　部会長は、ア及びイの規定による調査及び審議を終結したときは、条例第１０条

第９項の規定により速やかに当該調査及び審議を行った事項を委員会に報告する。

(6) 意見の聴取等に関する協力の要請（第７条関係）

ア　委員長は、（４）ウ及びエの規定による調査及び審議を行うため必要があると認めるときは、関係者に委員会の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

イ　部会長は、（５）の規定による調査及び審議を行うため必要があると認めるときは、関係者に部会の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

ウ　ア及びイに定めるもののほか、委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(7) 対象児童等への経過説明（第８条関係）

委員会は、対象児童等に（４）ウ及びエの規定による調査及び審議の経過を説明するよう努めなければならない。

(8) 報告書の作成（第９条関係）

ア　委員会は、（４）ウ及びエの規定による調査及び審議を終結したときは、速やかに報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

イ　委員会は、アの規定により教育委員会に報告書を提出したときは、当該報告書の写しを対象児童等及び関係児童等に交付するものとする。

(9) 報告書の公表（第１０条関係）

教育委員会は、（８）アの規定により報告書の提出を受けたときは、対象児童等と協議の上、当該報告書を公表するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該報告書の一部又は全部を非公開とすることができる。

ア　報告書に碧南市情報公開条例（平成１２年碧南市条例第２８号）第７条各号に規定する非公開情報が含まれるとき。

イ　アに掲げるもののほか、教育委員会が非公開とすることを適当と認めるとき。

(10) 守秘義務（第１１条関係）

委員会の委員及び部会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(11) 庶務（第１２条関係）

委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

３　施行期日

資料１

令和８年１１月６日

資料１

碧南市教育委員会訓令第〇〇号

庁　中　一　般

碧南市いじめ問題専門委員会運営規程を次のように定める。

令和〇〇年××月△△日

碧南市教育委員会教育長　　小　澤　　徹

碧南市いじめ問題専門委員会運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）及び碧南市いじめの防止等のための組織に関する条例（平成２８年碧南市条例第１２号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、条例第４条に規定する碧南市いじめ問題専門委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（責務）

第２条　委員会は、いじめの防止等のための基本的な方針（平成２５年１０月１１日文部科学省策定）、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成２９年3月１６日文部科学省策定）及び碧南市いじめ防止基本方針（平成２７年１１月１７日碧南市策定）に基づき、いじめの防止及び早期発見に努めるとともに、いじめ重大事態について、公平かつ中立な調査及び審議を行わなければならない。

（会議の招集）

第３条　委員長（条例第８条第１項の規定により委員会に置かれる委員長をいう。以下同じ。）は、条例第９条第１項の規定により委員会の会議（以下「委員会の会議」という。）を招集しようとするときは、日時、場所、議題その他必要な事項をあらかじめ委員会の委員（条例第６条に規定する委員をいう。以下同じ。）に通知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（部会の招集）

第４条　部会長（条例第１０条第３項の規定により部会に置かれる部会長をいう。以下同じ。）は、同条第６項の規定により部会の会議（以下「部会の会議」という。）を招集しようとするときは、日時、場所、議題その他必要な事項をあらかじめ部会の委員（同条第２項に規定する委員をいう。以下同じ。）に通知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（調査審議）

第５条　委員会は、条例第５条の規定によりいじめの防止等のための対策の推進について教育委員会の諮問を受けたときは、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

(1) いじめの発生状況

(2) いじめの防止に向けた取組及び対策

(3) その他委員長が必要と認める事項

２　委員会は、前項の規定による調査及び審議のため、児童及び生徒（以下「児童等」という。）並びにその保護者、校長その他学校関係者等に対し、アンケート、ヒアリング、現地調査その他委員長が必要と認める調査を行うことができる。

３　委員会は、条例第５条の規定により法第２８条第１項に規定する調査について教育委員会の諮問を受けたときは、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

(1) いじめに関する事実（児童等の人間関係、児童等への学校の指導、いじめ対策その他学校の対応等を含む。）

(2) いじめの再発防止に向けた対策

(3) その他委員長が必要と認める事項

４　委員会は、前項の規定による調査及び審議のため、関係者（いじめを受けた児童等及びその保護者（以下「対象児童等」という。）、当該いじめに関係する児童等及びその保護者（以下「関係児童等」という。）、校長その他学校関係者等をいう。以下同じ。）に対し、アンケート、ヒアリング、現地調査その他委員長が必要と認める調査を行うことができる。

５　委員会は、前２項の規定による調査及び審議について、条例第５条の規定による教育委員会の諮問において指定された期間までに、当該調査及び審議を終結するものとする。ただし、当該調査及び審議の状況を勘案し、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

（部会の調査審議）

第６条　部会（条例第１０条第１項に規定する部会をいう。以下同じ。）は、法第２８条第１項に規定する調査及び当該調査に係る審議を効率的に行うため、前条第３項各号に掲げる事項について調査及び審議を行う。

２　部会は、前項の規定による調査及び審議のため、関係者に対し、アンケート、ヒアリング、現地調査その他部会長が必要と認める調査を行うことができる。

３　部会は、委員長にあらかじめ指定された期間までに、前２項の規定による調査及び審議を終結するものとする。ただし、当該調査及び審議の状況を勘案し、委員長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

４　部会長は、第１項及び第２項の規定による調査及び審議を終結したときは、条例第１０条第９項の規定により速やかに当該調査及び審議を行った事項を委員会に報告する。

（意見の聴取等に関する協力の要請）

第７条　委員長は、第５条第３項及び第４項の規定による調査及び審議を行うため必要があると認めるときは、関係者に委員会の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

２　部会長は、前条の規定による調査及び審議を行うため必要があると認めるときは、関係者に部会の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

３　前２項に定めるもののほか、委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（対象児童等への経過説明）

第８条　委員会は、対象児童等に第５条第３項及び第４項の規定による調査及び審議の経過を説明するよう努めなければならない。

（報告書の作成）

第９条　委員会は、第５条第３項及び第４項の規定による調査及び審議を終結したときは、速やかに報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

２　委員会は、前項の規定により教育委員会に報告書を提出したときは、当該報告書の写しを対象児童等及び関係児童等に交付するものとする。

（報告書の公表）

第１０条　教育委員会は、前条第１項の規定による報告書の提出を受けたときは、対象児童等と協議の上、当該報告書を公表するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該報告書の一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 報告書に碧南市情報公開条例（平成１２年碧南市条例第２８号）第７条各号に規定する非公開情報が含まれるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が非公開とすることを適当と認めるとき。

（守秘義務）

第１１条　委員会の委員及び部会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならな

い。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第１２条　委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

附　則

この訓令は、令和８年１１月６日から施行する。

資料２

報告事項　９月議会一般質問内容及び回答について（関係各課）

９月議会　質問内容及び回答

課名　庶務課

【議員名】山口春美議員

【質問内容】

２．教育問題について

(1) 学校体育館への空調施設設置について

ア　すべての小中学校への設置完了は２０３０年度の予定だが、熊本地震の状況からも前倒しすべき。

【回答】

市内小中学校の空調設備設置事業については、国の「学校施設環境改善交付金」を活用することで、市の費用負担を軽減しつつ行っていく予定。

現在のところ、令和７年度の工事設計に始まり、令和１２年度までの６か年度間で、１年で２校から３校ずつ計画的に工事設計を行い、設計の翌年度に工事を行っていく。

当該計画では、避難所の指定のある中学校から優先順位を上げて着工していくこととしているが、工事規模が大きいことから、現計画以上の工事実施は難しいと考えており、計画を前倒す予定はない。

【質問内容】

イ　知立市では、小中学校１０か所を２０２５年度１年で設置完了させた。碧南市は費用、維持管理、設置期間短縮などリース方式を比較検討したのか。その結果は。

【回答】

現計画の検討段階であった令和４年度において、リース方式は検討していない。これは、空調設置を検討していた当時、近隣市においてリース方式を採用している自治体がなかったことから検討の対象となっていなかったことによる。

リース方式だと、知立市が実施したように、短期間での空調設置が可能であるが、工事による設置とは活用できる補助金が異なっており、補助限度額も低いことから、結果として、負担が増えることも確認している。現行のスケジュールで設置を進めたいと考

えている。

【質問内容】

　ウ　気候危機対策として、再生エネルギー導入、省エネ対策の導入はされるのか。

【回答】

省エネ対策としては、設置機器を選定する上で、省エネ性能に優れた機器を選定することでエネルギー使用量を抑えることとしている。

加えて、建物自体の断熱性能を高めるために、遮熱フィルムを建具のガラス表面に貼る加工を行い、空調機器の負担を軽減することで、エネルギー使用量を抑える予定。

また、夜間の学校開放利用時の電源切り忘れを防止するために、タイマーによる自動電源オフの機能を盛り込む等適正な運用にも努めてまいる。

なお、新たに、太陽光パネル等の再生可能エネルギー用の装置の導入は予定していない。

課名　給食センター

【議員名】岩月ひろし議員

【質問内容】

２．市長のオーガニック給食への認識について

(1) 議員時代の提案と市長就任後の取り組みについて

　ア　議員時代に「オーガニック給食デーの設定」や「市内産有機加工食品の導入」等を提案されていたが、市長となった現在も当時と同様の理念や認識を持っているか。

【回答】

議員時代に訴えてきた想いは、市長となった今も、何ひとつ変わっていない。

子どもたちの未来のために、この理念をしっかりと引き継ぎ、市長として前に進めていく。

【質問内容】

　イ　市長就任以降、市として取り組んできた具体的な内容を伺う。また、令和８年度における実施予定回数、及び今後の具体的な目標や計画はあるか。

【回答】

有機食材を使用した学校給食は、令和５年度から実施されており、令和６年度は２回、令和７年度は３回、令和８年度も３回実施する予定である。

これは、１１月の「和食の日」、１２月の「有機農業の日」、毎年１月２４日から１月３０日までの「全国学校給食週間」にあわせて、食を通じて学びを深めてもらいたいという思いからである。

【質問内容】

(2) オーガニック給食をめぐる政策的意義と政治的姿勢について

ア　子どもの健康、食育、環境保全、地産地消、SDGs など、多角的な観点からオーガニック給食が果たすべき政策的意義をどのように捉えているのか。

【回答】

オーガニック給食は、子ども達の健康を守るだけでなく、食育、環境保全、地域農業の支援を通じた、持続可能な社会を担う力を育てる取組みとして大切なものと考えているが、有機食材は、価格、調達可能性、時間内の調理が可能か等の課題が多い。

学校給食という枠を超えて、子ども達から家庭へ、家庭から社会へ、食を通じてＳＤＧｓの取り組みを促進するためのきっかけとなるものと期待している。

【質問内容】

イ　議員時代の積極的な提案に対し、就任後の取組が限定的な段階にとどまっている理由や背景をどのように説明するのか。また、政策の実現以上に政治的なイメージづくりとして利用したのではないかとの疑問に対し、市長の見解を伺う。

【回答】

市長として日々実感するのは、何千人もの子どもたちに「毎日安全で美味しい給食を安定して届ける」ことの重みと責任である。

これからも、碧南の未来を担う子どもたちのために、持続可能な形で、オーガニック給食の推進に全力で取り組んでいく。

【議員名】山口春美議員

【質問内容】

２　教育問題について

(2) 中学校給食費の無償化を

ア　２０２６年４月から小学校給食費無償化の結果をどう受け止めているか。よく

なった点は。

【回答】

令和８年度から、小学校にて学校給食費の抜本的な負担軽減にかかる国の財政措置が講じられたことにより、持続的に小学校の学校給食を無償提供できるのは大きな前進である。

しかし、国の交付金だけでは給食食材費を賄い切れない自治体もあり、自治体間の格差は軽減されたものの、格差がなくなったわけではない。

【質問内容】

イ　日本国憲法の義務教育無償化の原則からも、中学校給食費の無償化の考えは。

【回答】

学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設及び設備等に要する費用は設置者である碧南市が、食材費は保護者負担とされており、これが原則である。

義務教育課程においては、基本的な部分で自治体間の格差が生じないような取組みが必要であり、中学校における学校給食の無償化に対する国による財政措置を求めていく。

【質問内容】

ウ　全国、県内、西三河の実施状況、国意向は。

【回答】

令和６年発表の文部科学省『学校給食に関する実態調査』では、令和５年９月１日時点で７１２自治体である。

県内の実施状況は、各市町村のホームページ等で確認したところ、１７の自治体が実施しているようだ。

西三河９市では、豊田市、安城市、みよし市において中学校における学校給食の無償化が実施されているほか、岡崎市及び高浜市にて期間を限定した実施をしている。

【質問内容】

エ　碧南市での実施費用の見込みは。いつから実施するのかロードマップを。

【回答】

碧南市において中学校における学校給食の無償化を実施した場合の費用は、令和８年度当初予算ベースで１億３千９００万円余である。

国の動向を注視しながら、持続可能な財源の確保ができた段階で実施したい。

資料２

課名　学校教育課

【議員名】磯貝忠通議員

【質問内容】

１．財政非常事態宣言の功罪について

(4) 公共施設・公共工事の削減と今後の展開について

イ　小中学校の９年間を同じ校舎で学ぶ義務教育学校への再編の考えはないか

【回答】

現在のところ、義務教育学校への再編につきまして、具体的に検討を行っていない。その理由して、現在の児童生徒数の推計が可能な期間において、全学年で１学級となるような極端な小規模校の発生は想定されないため。

しかし、今後、学校施設の老朽化対策や長寿命化への対応、さらには将来的な児童生徒数の動向などを総合的に見極めていく必要がある。

将来的に学校の再編や統廃合を本格的に検討すべき時期が訪れた際には、９年間の連続した学びや異学年交流などの効果が期待できる「義務教育学校」についても、重要な選択肢の一つとして視野に入れ、検討を進めていきたい。

【議員名】林田かなめ議員

【質問内容】

１．こどものインフルエンザ対策について～学級閉鎖にともなう学力低下、経済的損失を問う～

(1) 学級閉鎖の基準について

【回答】

学級閉鎖の措置については、学校保健安全法第２０条で「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。」と規定されているが、明確な判断基準は特段定められていない。

インフルエンザ等の感染症が流行し、感染症予防上、学級閉鎖の必要性を検討する場合、実際には学校長が感染者数や罹患状況を確認した上で、校医等と相談し、学級閉鎖の措置を検討する。

【質問内容】

(2) 学級閉鎖時の教職員の対応について

ア　学力への影響は

【回答】

学級閉鎖による児童生徒の学力への影響については、短期間の学級閉鎖が直ちに著しい学力の低下につながるものではない。インフルエンザ等の感染症における学級閉鎖で学校に登校できない日は、１クラス２日から３日程度が多く、年間の教育課程全体への影響は限定的である。

一方で、学級閉鎖をすることで、定期テスト、学校行事等に影響が出る場合については、閉鎖後に、必要に応じて授業や教育活動の計画を見直し、調整をしている。

また、閉鎖期間中には、り患していない児童生徒に対して、通常の家庭学習に加えて課題を提示するなど、児童生徒が学習習慣を維持できるよう対応している。

【質問内容】

イ　保護者への影響は

【回答】

学級閉鎖は、感染拡大を防止し、児童生徒の健康と安全を守るために必要な措置である一方、急な就労の調整や児童生徒の見守り、食事の準備など、各ご家庭に様々な影響を与えることが考えられる。学校としても、保護者の負担が生じることについて、認識している。

家庭への影響もふまえ、学校では、感染状況を適切に把握したうえで、学級閉鎖の必要性やその期間、範囲について迅速に判断している。また、学級閉鎖を決定した際は、文書による通知や保護者連絡用アプリを活用し、速やかに保護者に伝え、各家庭で必要となる対応を可能な限り早期に検討できるよう努めている。

【質問内容】

２．児童・生徒の DX 対応について～GIGA スクール構想の推進と課題を問う～

(1) 碧南市における事業への取組について

ア　児童・生徒の変化した点、課題は

【回答】

GIGA スクール構想の推進により、本市では学習者用タブレット端末を日常的に活用する環境が整い、児童生徒の学び方に大きな変化が見られるようになった。

例えば、低学年でのアサガオやトマトのカメラ撮影、デジタルドリルを使った問題演

習、朝の連絡を専用アプリケーションで行うなど、日常的にタブレットを使用する姿が一般的になっている。調べ学習では、情報収集や資料の共有が効率的に行えるようになったほか、友だちの意見を参照するなど、協働的な学びも広がりを見せ始めている。また、自分の考えを文章や資料としてまとめ、他者と共有する活動が増え、学びの成果を表現する機会も充実してきた。

一方で、本市が今後重視すべき課題は、タブレットを使うことそのものではなく、児童生徒の情報活用能力を一層伸ばしていくことであると考えている。タブレットを操作できることに加え、必要な情報を適切に収集・整理・分析し、自らの考えを形にするとともに、他者との対話を通して考えを深めていく力を育成することが重要である。

教育委員会として、情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力として位置付け、タブレットを効果的に活用しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進していく。

【質問内容】

イ　碧南市として工夫されている点は。

【回答】

教育工学研修会の充実を図り、教員がタブレットを効果的に活用しながら、児童生徒の情報活用能力を育成するための指導力向上に取り組んでいる。

また、令和７年度からは、「情報の整理・分析段階の改善による対話的で深い学びの実現－思考ツールと ICT の活用を手がかりとして－」を研究テーマに掲げ、市内の教員による実践研究を進めている。

さらに今年度は、文部科学省のＩＣＴ教育アドバイザーを講師としてお招きし、情報活用能力の育成や探究的な学びに関する研修を実施するなど、理論と実践の両面から研究を深め、授業改善につなげている。

【質問内容】

ウ　今後の取り組みは

【回答】

今後は、教育工学研修会や実践研究の成果を市内全校へ広く普及し、情報活用能力の育成を市全体で推進する体制づくりを進めていく。現在進めている研究の成果を各学校で共有するとともに、児童生徒の情報活用能力を計画的・継続的に育成するため、本市

独自の情報活用能力育成カリキュラムの作成を進めていく。

このカリキュラムでは、発達段階に応じて身に付けるべき力を明確にし、情報の収集、整理・分析、表現、発信、情報モラルなどを系統的に指導できるようにしていく予定。

また、タブレットの活用や情報活用能力の育成が一部の堪能な教員の実践にとどまることなく、市内のどの学校、どの学級においても着実に実践されることが重要であると考えている。そのため、教員研修の充実や実践事例の共有を進め、全ての教員が共通した方向性のもとで授業づくりに取り組める環境を整えていきたい。

【議員名】長﨑章浩議員

【質問内容】

１．生成ＡＩ時代における情報モラル教育と犯罪防止教育について

(1) 令和８年度から導入されるネットモラル教材について

【回答】

児童生徒の情報モラル教育のさらなる充実を図るため、従来活用していた教材に代えて、広島教販の「事例で学ぶ Net モラル」を導入した。本教材は、児童生徒の日常に近い具体的なトラブル事例をアニメーションで提示し、「自分ならどう考え、どう行動するか」を話し合いながら学習できることが特徴。また、７０を超える事例教材があり、今日的な課題を幅広く取り上げている。　さらに、生成ＡＩをはじめとするデジタル技術の急速な進展を踏まえ、教材内容が毎年更新されることから、新たな課題にも対応しやすい点を評価した。

加えて、アニメーション教材だけでなく、指導案やワークシートなどの資料も充実しており、情報モラル教育に不慣れな教員でも授業を進めやすい構成となっている。

今後も児童生徒が主体的に情報を活用し、その影響や責任を自覚して行動できるよう、情報モラル教育の充実に努めていく。

【質問内容】

＜２回目＞７０を超える事例については、各学校がそれぞれ必要なものを選んで活用するのか。

【回答】

まずは全校で共通した実践を通して教材への理解を深め、その後は各学校の実情に応じた柔軟な活用へと発展させたいと考えている。そこで、導入初年度である今年度は、

教育委員会が各学期に各学年１教材、年間で３教材を学べるよう選定し、年間指導計画に位置付けて実践中である。

今後は、教員が教材の活用に習熟した段階で、各学校において、児童生徒の実態や課題に応じて、必要な教材を選択し、活用させる計画である。

【質問内容】

(2) 生成ＡＩに関する情報モラル教育について

【回答】

本市では、現在のところ、小・中学校において児童生徒が生成ＡＩを活用することは認めていない。その理由は、生成ＡＩには学習を支援する有用な側面がある一方で、誤った情報を生成する可能性や、個人情報、著作権などへの配慮が必要であり、まずは教職員がその特徴や留意点を十分に理解することが重要であると考えているため。

昨年度、各小中学校において教職員を対象とした生成ＡＩ活用研修を実施し、生成ＡＩの基本的な仕組みや効果的な活用方法、著作権に関する留意事項等について学ぶ機会を設け、教職員の資質向上に取り組んだ。

今後は、国の動向や先進自治体の実践事例等も参考にして、安全性や情報セキュリティが確保された児童生徒向けの生成ＡＩ環境の導入を検討していきたい。

また、生成ＡＩを含むデジタル技術の発展に伴い、誤情報の拡散やなりすましなど新たなリスクも生じていることから、情報モラル教育を通じて、情報を適切に判断し、活用する力の育成にも努めている。

【質問内容】

＜２回目＞生成ＡＩを利用する際の基本的なリスクについて、どのように児童生徒に情報モラル教育として伝えているか

【回答】

中学校においては、今年度すべての中学校で生徒対象のスマホ教室を実施または実施予定となっている。その教室においては、生成ＡＩによる間違った情報がＳＮＳを中心に拡散されている現状を伝えるとともに、慎重に情報の真偽を見極めることが重要であることを生徒たちに伝えている。

今後、学校において生成ＡＩの利活用を進めていく際には、市外先進地区の状況を踏まえ、慎重に導入していきたいと考えているが、それまでの期間においても、情報モラ

ル教育のさらなる充実を図っていきたい。

【質問内容】

(3) ＳＮＳ型詐欺について

【回答】

道徳や学級活動、情報モラル教育、生徒指導担当の講話などを通して、ＳＮＳ利用に伴う危険性や犯罪被害防止について継続的に指導している。

また、本年度から導入した情報モラル教材には、ＳＮＳに関する事例が多数収録されており、児童生徒にとって身近な課題を扱っている。本教材を活用しながら、児童生徒がＳＮＳの利便性を理解するとともに、その裏に潜む危険性についても正しく認識し、自らの判断で安全な行動を選択できる力の育成に努めていく。

【質問内容】

(4) 闇バイト、匿名・流動型犯罪グループ(トクリュウ)への対策について

【回答】

闇バイトは、ＳＮＳ等を入口として若者が犯罪に巻き込まれる事案であることから、児童生徒が安易な誘いに流されることなく、その危険性を理解し、困ったときには周囲の大人へ相談できる力を育成することが重要である。今後も、情報モラル教育の充実を図るとともに、必要に応じて関係機関とも連携しながら、犯罪被害の防止及び犯罪への加担防止に努めていく。

また、今年度は校長会にて、各校に対して闇バイトに対する注意喚起を夏休み前に児童生徒へ指導するよう伝達し、実施した。

【質問内容】

＜２回目＞ＳＮＳ上で犯罪の勧誘を受けた場合や、誤って応募してしまった場合に、どのように対処し、誰に相談すればよいのかを児童生徒に具体的に教えているのか

【回答】

児童生徒に対して、注意喚起と相談窓口の紹介は行っている。しかし、闇バイトやＳＮＳを入口とした犯罪に児童生徒が巻き込まれないようにするとともに、巻き込まれた際に正しい行動がとれるよう、児童生徒に確実に理解させるための効果的な方法を考えていく必要がある。すでに警察からの講話を聴く機会などを設けているが、さらに警察と連携しながら、よりよい取り組みができるように進めていく。

【質問内容】

＜３回目＞実際の勧誘事例などを想定しながら、児童生徒が自ら適切な判断と行動を選択できるような、より実践的な指導へ発展させていく考えはあるか。

【回答】

指導内容については、児童生徒にとって効果のある内容とすることが重要である。しかしながら、求められる指導内容が膨らんできている学校教育の現状を考えると、限られた指導時間での効果的な指導の在り方を検討していく必要もある。

【質問内容】

(5) 情報モラル教育における家庭・関係機関との連携について

【回答】

保護者への啓発については、児童生徒への指導と共に行っている。ＳＮＳ等に起因する新たな犯罪被害や犯罪加担を防ぐためには、家庭での見守りやルールづくりが重要であることから、学校だよりや保護者説明会、スマホ教室等の機会も活用しながら、家庭への効果的な啓発を各校にて実施している。

【質問内容】

＜２回目＞闇バイト、生成ＡＩによる偽情報やなりすましなど、現在の新たなリスクについて、保護者に対しても具体的に情報提供を行っているのか。

【回答】

各校に対して、保護者への情報モラルに関する啓発の重要性を継続的に伝えてきた。現在、すべての学校で、情報モラルに関する啓発活動の内容の更新、充実に向けた取組が進んできている。その結果として、生成ＡＩや闇バイトの危険性をテーマとして取り上げる学校も出てきている。

また、７月３１日には、愛知県警察が作成した少年を取り巻く犯罪に関する注意喚起及び相談窓口の掲載されている資料を学校教育課から保護者連絡用アプリにて配信をし、保護者に対して、闇バイトやＳＮＳを入口とした犯罪に関する情報の周知をしている。

【議員名】生田充夫議員

【質問内容】

１．ＩＣＦ（国際生活機能分類）を活用した支援の取組について

(3) 学校現場でのＩＣＦの取組について

【回答】

学校現場におけるＩＣＦ（国際生活機能分類）の考え方は、子どもの状態を本人の特性だけで捉えるのではなく、子どもを取り巻く環境との相互作用を踏まえて理解し、一人一人の活動や社会参加を支えていくものだと捉えている。

現在、小中学校においては、特別な支援を必要とする児童生徒への支援の充実を図るため、臨床心理相談員によるコンサルテーション事業、こども課発達支援係による学校巡回支援を展開し、その効果的な実施を図っている。

その事業の実施の際、ＩＣＦにおける環境調整支援の視点を取り入れた様式を用いた児童生徒資料を学校が作成し、臨床心理相談員へ提供して、相談活動に活用している。

子どもの困り感や課題を整理するだけでなく、「どのような環境であれば子どもの力を発揮できるのか」、「どのような支援や関わりがあれば主体的な活動や学びへの参加につながるのか」という視点から、子どもと環境の双方を踏まえた支援の在り方を検討する際に役立てている。

このような実践を積み重ねることにより、学級全体におけるユニバーサルデザインの視点を生かした教育環境づくりや、一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実につなげ、すべての子どもが安心して学び、自らの力を十分に発揮できる教育環境の実現を目指している。

【質問内容】

＜２回目＞臨床心理相談員によるコンサルテーション事業、こども課発達支援係による学校巡回支援について詳しく説明を。

【回答】

臨床心理相談員によるコンサルテーション事業では、相談員が事前に学校から提出されたＩＣＦの視点を入れて作成された児童生徒資料をもとに、学校生活の様子を参観する。その様子から、児童生徒の特性と学校生活における環境との相互作用を多面的に把握し、その後の教職員との懇談を通して、効果的な支援方法や環境の整え方について具体的な助言や提案を行っている。

発達支援係が実施する学校巡回支援では、言語聴覚士、臨床心理士、公認心理士、作業療法士などの専門職が学校を訪問し、ＩＣＦの視点にて作成された児童生徒資料をもとに学校生活の様子を参観し、ぞれぞれの専門的な見地から実態を把握し、児童生徒一人一人の特性に応じた支援方法や環境の整え方について専門的な助言を行っている。

このように、両事業は、ＩＣＦの考え方を踏まえ、児童生徒一人一人の特性と環境との相互作用を大切にしながら、教職員への助言や環境の調整を通して、児童生徒の「できること」や「参加できること」を広げる支援に取り組んでいる。

【質問内容】

＜３回目＞今後の課題及び展開は

【回答】

課題としては、教職員の専門性を一層高めるとともに、学校全体で支援の考え方を共有していくことが重要である。

そのため、今後も教職員の専門性の向上を図るとともに、ＩＣＦの考え方を学校現場へより一層浸透・定着させ、児童生徒一人一人の特性と環境との相互作用を踏まえた支援の充実に努めていく。また、関係機関との連携を一層深め、専門職からの助言を学校全体で共有しながら、支援体制の充実を図っていく。

【議員名】中西里江議員

【質問内容】

１．５歳児健診の重要性と就学に向けた切れ目のない支援について

(3) 教育委員会の参画と就学支援体制について

イ　教育委員会が５歳児健診に積極的に参画すべきと考えるが、教育長の見解は。

【回答】

５歳児検診が実施されることとなった際には、検診結果の共有により子供の発達状況や家庭状況をより多面的に把握でき、関係機関の連携による支援情報の共有も可能となり、一人一人の支援の充実を図ることにつながると考える。

現在、健康課、こども課、保育課と３歳児健康診査以降の支援体制等、現状を踏まえた上で、実施の有無を含めての検討を行っているので、先進自治体や近隣市の状況も今後、参考にしていきたい。

資料２

課名　生涯学習課

【議員名】山口春美議員

【質問内容】

２　教育問題について

(3) 図書館中部分館廃止について

ア　議決もしてないのに、雑誌、新聞の予算を削減はルール違反ではないか。

【回答】

従来、中部分館では新聞を４紙、雑誌を６０誌程度を購入していた。

今年度当初予算で、中部分館での新聞と雑誌の購入費については予算化されていないが、市民が憩う場でもあるため、本館予算を一部執行し、新聞については地元紙２紙を引き続き購入している。

また、雑誌の新規購入はしていないが、図書資料は、本館の予算で対応している。

図書館職員は、予算が無い中にあっても知恵と工夫で、少しでも利用者の皆様が快適に過ごせるよう努めている。

【質問内容】

ウ　「中部分館守って」の切なる思いを受け止めよ

【回答】

有志の方々からの中部分館に対するご意見を伺う機会があり、その際「歩いて行ける場所に図書館があることが重要」、「地域で本に親しむ子どもたちにとって身近な分館は不可欠」「図書館の廃止は“こどもまんなか”の理念と矛盾している」「学力低下や、地域所得・税収の低下を招き、結果として将来の財政基盤を弱める可能性がある」などの意見をいただいた。

現に利用している方の意見も理解できるが、本市として同一目的施設の統廃合を進めていく方針としており、近隣自治体の図書館施設の状況等も考慮する中で中部分館は廃止とし、その後の建屋利用についての民間提案も公募しており、廃止の方針を変える考えはない。

資料２

課名　スポーツ課

【議員名】中西里恵議員

【質問内容】

２．社会教育関係団体の減免制度の見直しについて

(1) 新制度の検討状況と進捗について

ア　社会教育関係団体に関する新制度の検討状況について

【回答】

各種関係団体からの意見を伺うとともに、近隣市の状況も参考にしながら検討を進め、現在、団体が既存の活動を続けることができ、事務負担等も新たに生じることもない制度となるような内容が定まってきている。

【質問内容】

イ　新制度の方向性（目的・対象団体・運用方法等）について

【回答】

市が実施する社会教育関係事業に協力し、かつ、市の支援が適当と認められる公共的団体を対象とし、加えて、子供の活動を支援していきたいという考えから、対象団体に所属している子供の団体も対象にしていく予定である。

【質問内容】

(2) 団体への周知・意見聴取の状況について

ア　現行の制度が廃止される旨の周知は。

【回答】

今年度の社会教育関係団体制度の登録済み通知書の文面の中に、年度末をもって現行の半額減免制度を終了する旨を記載し、周知している。

【質問内容】

イ　新制度の検討にあたり、社会教育関係団体からの意見聴取は行ったのか、またその実施状況は。

【回答】

昨年度末からこれまで、各団体の役員等への聞き取りを行ったり、それらの団体の役員会や理事会等に担当課の職員が何度か出席し、意見を伺ってきた。

【質問内容】

ウ　団体から寄せられた意見・懸念・要望の主な内容と、市の受け止めは。

【回答】

団体からは減免制度が無ければこれまで同様の活動が維持できないとか、今後、市の事業に協力できない、減免制度の廃止は影響が大きすぎるといった意見が寄せられた。こうした意見を重く受け止め、各種協会等への影響を最小限に留めつつ、これまで同様に協力体制を維持するため、新制度の創設に至っている。

【質問内容】

エ　新制度導入に向けた団体への説明時期や説明方法について

【回答】

対象団体への説明は、各団体の新年度における活動計画の策定や予算編成等もあろうかと思いますので、可能な限り早い段階で各団体の役員会や理事会に出向き、対面により内容の説明を行ってまいりたい。

【質問内容】

(3) 新制度導入による影響と対応策について

ア　新制度導入により関係団体の活動への影響について

【回答】

新たな減免制度の対象となる団体につきましては、これまでと変わることなく活動いただけるものと考えている。しかしながら、対象とならない団体は減免制度を受けられなくなることから、活動回数を減らすことが懸念される。

【質問内容】

イ　新制度における影響額について

【回答】

令和９年度からの使用料値上げにより、約２千４百万円になると見込んでいる。
今後も減免対象となる団体の減免額としては、使用料引上げ後においては約１千２百万円と試算しているので、差引きでは年間約１千２百万円の歳入増となる。

【質問内容】

ウ　近隣市の状況について

【回答】

近隣市における使用料のスポーツ活動に対する減免制度は、豊田市では８割以上が中

学生以下の団体は全額減免、安城市では子どもと障害者の団体に対し半額減免、西尾市ではスポーツ協会等の使用料に対し半額減免、高浜市では減免制度ではないがスポーツ少年団の施設使用料の一部補助を行っていると聞いている。

なお、岡崎市、刈谷市、知立市及びみよし市では減免制度は無いよう。

【質問内容】

(4) 社会教育の振興と市の責務について

ア　社会教育関係団体が地域の学び・文化・生涯教育を支える重要な存在であると考えるが、市の認識は。

【回答】

社会教育関係団体が地域における文化・スポーツを通じた学びや集い、参加者同士の連携を図る場として住民の日常生活の質をより一層高める実質的な活動者であり、社会全体の教育活動の向上を図るための非常に重要な存在であると認識しており、相互協力は不可欠であると考えている。

【質問内容】

イ　新制度導入後も、社会教育の振興を図るため、市はどのような支援を継続・強化していくのか。

【回答】

令和９年度からは、半額減免制度の廃止、使用料の値上げにより、利用者の負担は増すことになるが、頂いた使用料は今後の施設の維持管理や器具更新に必要なお金となるので、ご理解いただきたい。

なお、市としても文化・スポーツをはじめとする社会教育の振興が、市民の皆様の日常生活の質をより一層高めるものであると認識しており、新制度の対象となる団体の活動が継続され、社会教育の振興が図られるよう、意見交換を通じた相互協力体制の維持、より良い支援の模索を続けてまいる。

資料２

課名　水族館・美術館

【議員名】磯貝忠通議員

【質問内容】

１．財政非常事態宣言の功罪について

(2) 歳入増につながる財源確保策について

ウ　藤井達吉現代美術館・碧南海浜水族館等の入場料に市内・市外別二重価格制度は考えられないか。

【回答】

美術館では、市内在住在学の小中高校生及び市内在住６５歳以上の方の全額減免を実施している。海浜水族館では、ジュニアパスポートによる中学生以下の方、敬老月間での６５歳以上の方の全額減免を実施している。また、両施設ともに広報及びＬＩＮＥにて無料クーポンを発行し、市民向けの優遇制度を行っている。

市内市外別の二重価格制度については、施設のイメージ低下及び来館者数の減少が心配されること、また、来館者の住所確認に要する事務負担も増加するため、現在のところ導入は考えていない。